2023年12月6日

今和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定について

(趣旨・目的)

保育所・幼稚園・認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改 定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を行う。

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定に当たっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定 しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(参考) 令和5年人事院勧告の内容

- ① 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げる
- ② ボーナスを0.1月分引き上げる(4.4月→4.5月)

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の人件費の取扱い)

| 令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定について、内容を補正予算により予算に反映した上で、国 家公務員給与の改定に進じて、令和5年4月まで遡って公定価格の引上げ等を行う。